

令和 7 年度事業計画書

公益財団法人日本無線協会

令和 7 年度事業計画書

第 1 方針

1 概括

無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者養成のための養成課程及び認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練の各業務を、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより厳正かつ適切に実施する。

令和 7 年度の事業計画の策定にあたって、当該年度の国家試験申請者及び養成講習受講者の見込数の算出については、令和 6 年度の実績数（4 月から 11 月までの 8 か月間）と令和 5 年 12 月から令和 6 年 3 月までの 4 か月間の令和 5 年度実績数の合算数とし、養成課程については令和 7 年度に想定される諸事情を考慮して行う。また、収支予算書について、収入については実績数を基本に、支出については令和 6 年度予算額との比較を基本に策定する。

2 国家試験事業

試験申請者数は平成 24 年度から減少傾向にあり、令和 7 年度についても同様に推移するものと見込まれる。資格別では、第三級海上無線通信士、第三級海上特殊無線技士及び第三級陸上特殊無線技士については、ここ数年の傾向から増加が見込まれるものの、その他の資格については、現状で推移、あるいは若干の減少が見込まれる。

また、国家試験の受験機会の拡大その他受験者利便の向上等のため、令和 5 年度までに第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士の 6 資格については、対面方式から CBT（Computer Based Testing）方式による試験執行に移行したが、令和 7 年度以降についても継続して CBT で実施する。

3 養成講習事業

主任無線従事者講習については、対面方式に加え、令和 4 年度から e-ラーニング方式で実施していたが、令和 7 年度から、対面方式での講習を廃止し、全国規模での e-ラーニング方式による講習に移行する。受講者数は若干の減少が見込まれる。

養成課程については、第三級陸上特殊無線技士の養成課程設置の競合状態の影響等から、令和 6 年度に比べ受講者数の減少が見込まれ、実施回数を減らすこととしている。

認定講習、認定新規訓練及び無線従事者フォローアップ研修については、令和 6 年度の事業の内容を概ね踏襲して実施する。

4 その他

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、関係法令・規程等を遵守し、それらに沿うよう職員に対する訓練・指導も徹底することにより、事業の確実かつ円滑な執行を確保する。更に各事業の状況に応じた事務処理体制の効率化により経費の見直し等を実施する等により、経営の安定化に努めていくとともに、個人情報保護及びセキュリティの確保に万全を期することとする。

第2 事業計画

1 国家試験事業

(1) 試験申請者見込数

試験申請者の見込み数については、令和6年度の実績数（4月から11月までの8か月間と令和5年12月から令和6年3月までの4か月間の令和5年度実績数の合算数）とする。

資格		7年度	6年度	増減	増減比(%)
総合 無線通信士	一級	210	250	▲40	▲16.0
	二級	80	80	0	0
	三級	170	200	▲30	▲15.0
	小計	460	530	▲70	▲13.2
海上 無線通信士	一級	40	50	▲10	▲20.0
	二級	30	30	0	0
	三級	1,120	1,070	50	4.7
	四級	400	510	▲110	▲21.6
	小計	1,590	1,660	▲70	▲4.2
航空無線通信士		3,330	3,420	▲90	▲2.6
陸上 無線技術士	一級	6,860	7,730	▲870	▲11.3
	二級	970	1,060	▲90	▲8.5
	小計	7,830	8,790	▲960	▲10.9
特殊 無線技士	一海特	400	430	▲30	▲7.0
	二海特*	1,890	2,150	▲260	▲12.1
	三海特*	250	220	30	13.6
	レ海特	55	100	▲45	▲45.0
	航空特	1,210	1,490	▲280	▲18.8
	一陸特	6,850	7,750	▲900	▲11.6
	二陸特*	5,880	5,910	▲30	▲0.5
	三陸特*	2,420	1,940	480	24.7
	国内電	65	70	▲5	▲7.1
	小計	19,020	20,060	▲1,040	▲5.2
アマチュア	一級	1,490	1,550	▲60	▲3.9

資格		7 年度	6 年度	増減	増減比 (%)
無線技士	二級	660	900	▲240	▲26.7
	三級*	2,240	2,340	▲100	▲4.3
	四級*	1,780	1,910	▲130	▲6.8
	小計	6,170	6,700	▲530	▲7.9
合計		38,400	41,160	▲2,760	▲6.7

*原則、CBT方式による試験執行数(二陸特及び三陸特並びに二海特及び三海特には対面方式による臨時試験執行数も含む。)

(2) 実施時期及び実施地

(1) を踏まえ、次のように実施する。

ア 第一級～第三級総合無線通信士及び第一級～第三級海上無線通信士

事務所所在地(11都市)において、9月期及び3月期に実施(長野市、金沢市及び松山市では第三級海上無線通信士のみ実施)する。

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地(11都市)において、8月期及び2月期に実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

ウ 第一級及び第二級陸上無線技術士

事務所所在地(11都市)において、7月期及び1月期に実施する他、三豊市、舞鶴市(第二級陸上無線技術士のみ実施)及び福岡市(7月期のみ実施)に試験場を設置して実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

エ 特殊無線技士

事務所所在地(11都市)において、6月期、10月期及び2月期に実施する。(他の都市での試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

臨時試験については、学校等からの要望に応じて可能な限り実施する。

また、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士については、受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300カ所)でのCBT方式による試験を通年で実施する。

オ 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地(11都市)において、5月期及び11月期の土・日曜日に実施する。

カ 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約300カ所)でのCBT方式による試験を通年で実施する。

2 講習事業

(1) 主任無線従事者講習事業

東京(本部)において、令和6年度まで対面方式の講習を年4回実施することに加え、非対面式のeラーニング方式を通年で実施してきたが、令和7年度は対面方式の講習を廃止し、全国規模での非対面式(eラーニング)による講習を通年で実施する。(受講者は、申込後、指定されたURLにアクセスして、6時間の講習コンテンツ(確認テスト含む。)を視聴する。全て終了すると修了証をダウンロードすることが可能となる。)受講者数は、令和6年度と比べ若干の減少が見込まれる。

(2) 養成課程事業

受講者の見込み数については、令和6年度の実績数(4月から11月までの8か月間と令和5年12月から令和6年3月までの4か月間の令和5年度実績数の合算数)とし、令和7年度に想定される諸事情を考慮して行う。

本協会が自ら公募を実施する公募養成課程については、受講希望者の利便性に資するよう講習場所の選定等を行い、公益事業としての役割に留意しつつ実施する。

外部の企業や団体から依頼を受けて行う受託養成課程については、講習日程等の調整を適切に実施する等、可能な限り依頼企業等の要望に応える。

外国人船員を対象とする第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程については、eラーニングによる随時受講型授業を継続して実施するとともに、現地での本協会から職員を講師として派遣して行う集合形式による修了試験による修了状態の確認を基本としつつ、依頼元の要望等を踏まえリモート形式による修了試験による修了状態の確認も合わせて実施する。

本協会の養成課程全体の受講者数の6割強を占める第三級陸上特殊無線技士における他社との競合状態は一層激しさを増すことが想定されることから、全体の受講者数は引き続き減少が見込まれる。

なお、航空無線通信士については、航空会社等からの外国人パイロットを対象とした受託養成課程の需要にコロナ禍での減少後の回復傾向がみられることから受講者数の増加が見込まれる。

養成課程受講見込数

資格		7年度		6年度		増減		増減比(%)	
		件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通		12	504	11	330	1	174	9.1	52.7
四海通		2	26	2	28	0	▲2	0	▲7.1
航空通		14	131	9	63	5	68	55.6	107.9
特殊無	一海特	23	822	24	528	▲1	294	▲4.2	55.7
	二海特	77	1,922	81	2,187	▲4	▲265	▲4.9	▲12.1

資格		7 年度		6 年度		増減		増減比 (%)	
		件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
線 技 士	三海特	16	151	20	360	▲4	▲209	▲20. 0	▲58. 1
	航空特	22	538	24	624	▲2	▲86	▲8. 3	▲13. 8
	一陸特	21	491	21	588	0	▲97	0	▲16. 5
	二陸特	84	2, 830	77	2, 387	7	443	9. 1	18. 6
	三陸特	388	12, 200	426	13, 632	▲38	▲1, 432	▲8. 9	▲10. 5
	小計	631	18, 954	673	20, 306	▲42	▲1, 352	▲6. 2	▲6. 7
合計		659	19, 615	695	20, 727	▲36	▲1, 112	▲5. 2	▲5. 4

(3) 認定講習課程事業

第三級海上無線通信士課程（第一級海上特殊無線技士又は第二級総合無線通信士の有資格者であって3年以上の経歴等を有する者が対象）を3回、東京（本部）で実施する。

(4) 認定新規訓練事業

日本人船員等を対象とした認定新規訓練を、5月期、9月期、11月期及び2月期の年4回、東京（本部）で実施する。

また、外国人船員等を対象とした認定新規訓練については、海外で実施する第三級海上無線通信士等の養成課程修了者が受講できるよう、当該養成課程終了後に現地への職員派遣又はリモートによる集合形式で実施する。

(5) 無線従事者フォローアップ研修事業

令和7年度についても、前年度の事業内容を踏襲し、主に電気通信事業や放送事業等に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等に関する知識も含めた研修を実施する。

3 周知広報

受験者・受講者等に情報が迅速に提供できるよう、受験・受講についてのポスターやリーフレット等を関係団体、学校等に配布し十分な周知を図るとともに、協会ホームページの活用をさらに増やし、周知の充実を図る。

4 事業運営の改善等

(1) 国家試験事業における改善

国家試験の申請者数は、長期的に減少傾向にあり、令和2年4月に試験手数料の改定を行ったものの、その後もコロナ禍の影響による受験者数の減少などにより事業収入は減少傾向にあることから、改善すべき課題や経費の削減などを幅広く検討の上、次の改

善に取り組む。

・アマチュア無線技士試験の執行に関する効率化

第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士については、試験申請者数が年々減少傾向にあり、令和 5 年度にはピーク時(平成 24 年度)の半分以上(47.1%)と大幅に減少していることから、そうした変化に対応して事業の効率化を図るため、これまでの年間 3 回実施(4 月、8 月及び 12 月)から年間 2 回実施(5 月及び 11 月)とし、経費を削減する。また、類似の資格の科目で同一時間に実施できるものは、同じ会場で実施するなど会場費や要員について、極力効率的な実施ができるように努める。

(2) 養成課程事業における改善

養成課程の受講者数は、民間との激しい競合状態などから長期的に減少傾向にあり、近年は下げ幅に減少傾向がみられるものの、より一層の経費の削減を図ることとし、次の改善に取り組む。

・公募養成課程実施に関する効率化

公募養成課程についても、国家試験と同様、受講者数について年々減少傾向にあることから、年間実施回数を減らして効率化を図ることとし、令和 6 年度の実績を踏まえ、少人数での講習となっている資格については、講習に適正な人数(1 クラス概ね 60 人程度)での実施となるよう実施回数を見直し、経費を削減する。

実施回数を見直す主な資格及び見直し後の回数は次のとおり。

- ・第一級陸上特殊無線技士は、年 4 回実施。(令和 6 年度は 5 回実施)
- ・航空無線通信士は、年 2 回実施。(令和 6 年度は 3 回実施)
- ・第一級海上特殊無線技士は年 3 回実施。(令和 6 年度は 4 回実施)
- ・第二級海上特殊無線技士は年 4 回実施。(令和 6 年度は 6 回実施)
- ・第三級海上特殊無線技士は年 2 回実施。(令和 6 年度は 3 回実施)

(3) 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動の強化及び効率化

ア 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動の強化

第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士等に係る臨時試験や養成課程における潜在的ニーズの掘り起こしを行うため、職員が直接、工業・水産系の高校や漁業協同組合等を訪問し、無線従事者資格の取得について説明などを行う。

イ 情報システムによる業務の効率化

令和 6 年度までに、国家試験や公募養成課程等について、CBT 方式の試験の導入やオンラインでの申込手続きの導入を行ったほか、データサーバやパソコンのリース契約の更新を機会に、受験者・受講者情報のほか協会内で保有する各種事務データやそれらを処理するシステム等のクラウド化を行って、事務の効率化とコストの圧縮を図ったところであるが、令和 7 年度については、これらシステム等について、必要なセキュリティ水準を確保しつつ運用するとともに、現在、総務省において検討されている無線従事者関連の見直し(無線従事者免許等の申請のオンライン化の導入、無線従事

者の資格の区分や試験科目の見直し等) について改修が必要となる場合には、対応していく。

ウ 人件費の抑制

国家試験及び養成課程の申込手続きのオンライン化や業務の効率化等を踏まえ、職員数の見直しを行うとともに、財務状況に応じた賞与の支給などにより役職員の人件費の適正化を図る。

5 個人情報の保護等

ア 現在、試験事業や講習事業の情報を処理する中核の情報システムについては、外部インターネット網との間にファイアウォールを設置しているほか、これらに接続する申込受付等の外部システムについて、接続条件を最小限としつつ、同システムにセキュリティ対策ソフトやゲートウェイ装置を設置することで、外部からの攻撃や不注意による個人情報の流出を防止しているところであり、引き続き同様に同システムの安定運用を図るほか、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びその下位ルールに従い、注意を払っていくこととする。

イ 個人情報の保護及びセキュリティの確保については、これまでも常勤職員の他、本部の非常勤講師を含め非常勤職員も対象とした研修会を開催しているが、引き続き、研修会等を通じて個人情報の保護等に対する意識の徹底を図る。

6 情報公開

定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、国家試験手数料及び講習料等の情報については、引き続きホームページにおいて公開する。